

# 児童虐待防止対策について

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

# 児童虐待防止対策の経緯

## 児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の成立（11月施行）

・児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） ・住民の通告義務 等

平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正（10月以降順次施行）

・児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置すること等も対象） ・通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象） ・市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加） ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等

平成17年

市町村児童家庭相談援助指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の策定等（4月）

平成19年

児童相談所運営指針等の改正（1月）

・安全確認に関する基本ルールの設定（48時間以内が望ましい） ・虐待通告の受付の基本を徹底 等

平成20年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正（4月施行）

・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等

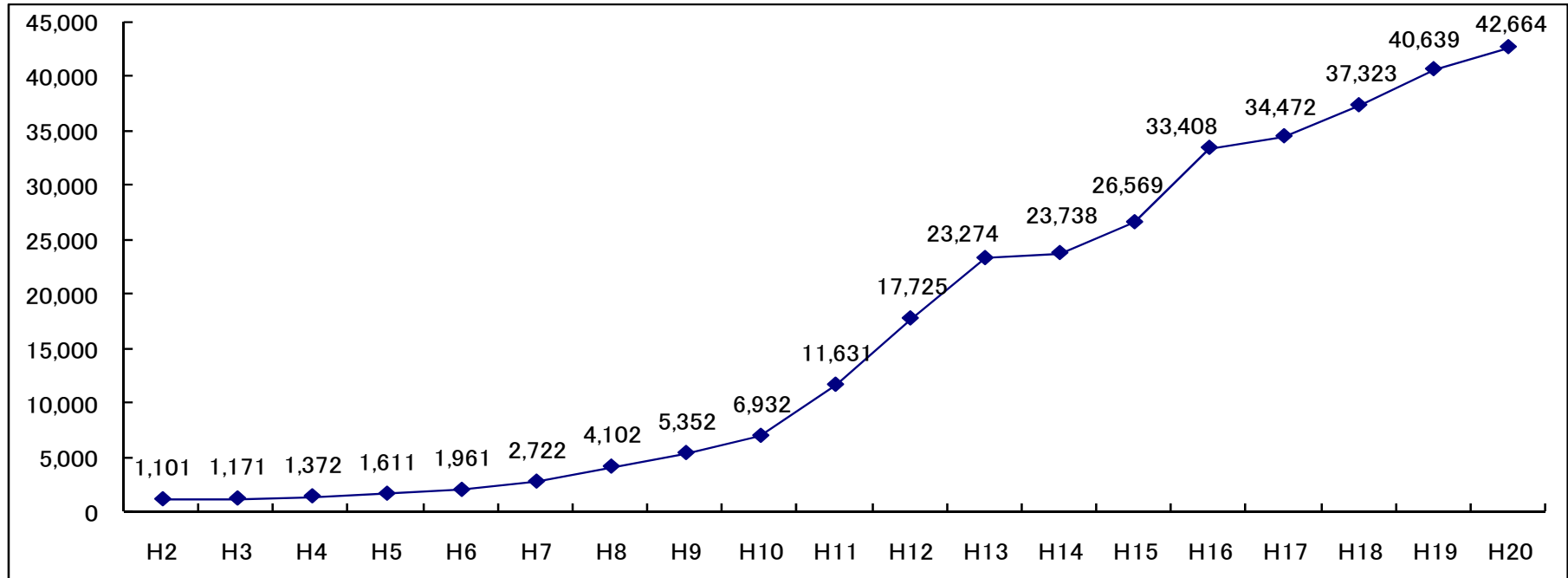
平成21年

児童福祉法の改正（一部を除き、4月施行）

・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

# 児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成20年度においては3.7倍に増加。



○ 児童虐待によって子どもが死亡した件数(心中以外)は、おおむね年間50件程度で推移。

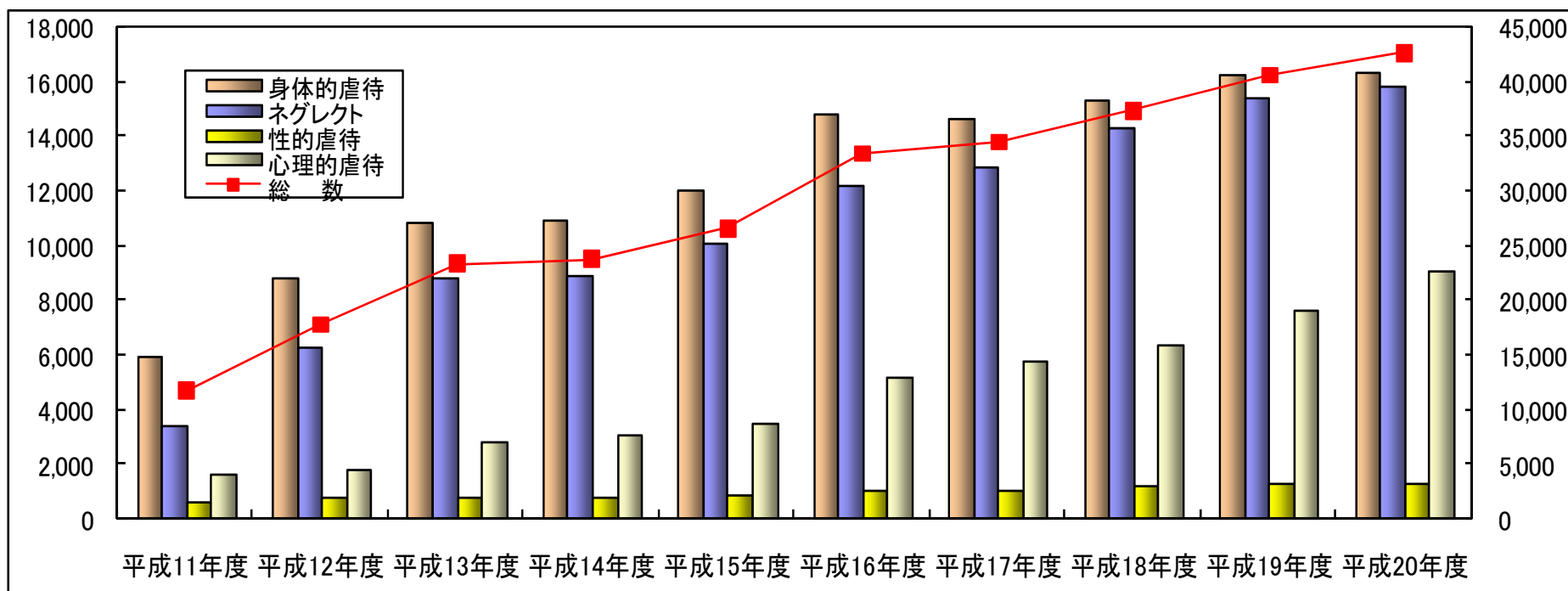
	第1次報告 (H15.7.1~H15.12.31)			第2次報告 (H16.1.1~H16.12.31)			第3次報告 (H17.1.1~H17.12.31)			第4次報告 (H18.1.1~H18.12.31)			第5次報告 (H19.1.1~H20.3.31)		
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142

※ 第1次報告から第5次報告までの子ども虐待による死亡事例等の検証結果報告より

# 児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移

○ 平成20年度においては、身体的虐待が38.3%で最も多く、次いでネグレクトが37.3%となっている。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成11年度	5,973( 51.3%)	3,441( 29.6%)	590( 5.1%)	1,627( 14.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	8,877( 50.1%)	6,318( 35.6%)	754( 4.3%)	1,776( 10.0%)	17,725(100.0%)
平成13年度	10,828( 46.5%)	8,804( 37.8%)	778( 3.3%)	2,864( 12.3%)	23,274(100.0%)
平成14年度	10,932( 46.1%)	8,940( 37.7%)	820( 3.5%)	3,046( 12.8%)	23,738(100.0%)
平成15年度	12,022( 45.2%)	10,140( 38.2%)	876( 3.3%)	3,531( 13.3%)	26,569(100.0%)
平成16年度	14,881( 44.6%)	12,263( 36.7%)	1,048( 3.1%)	5,216( 15.6%)	33,408(100.0%)
平成17年度	14,712( 42.7%)	12,911( 37.5%)	1,052( 3.1%)	5,797( 16.8%)	34,472(100.0%)
平成18年度	15,364( 41.2%)	14,365( 38.5%)	1,180( 3.2%)	6,414( 17.2%)	37,323(100.0%)
平成19年度	16,296( 40.1%)	15,429( 38.0%)	1,293( 3.2%)	7,621( 18.8%)	40,639(100.0%)
平成20年度	16,343( 38.3%)	15,905( 37.3%)	1,324( 3.1%)	9,092( 21.3%)	42,664(100.0%)

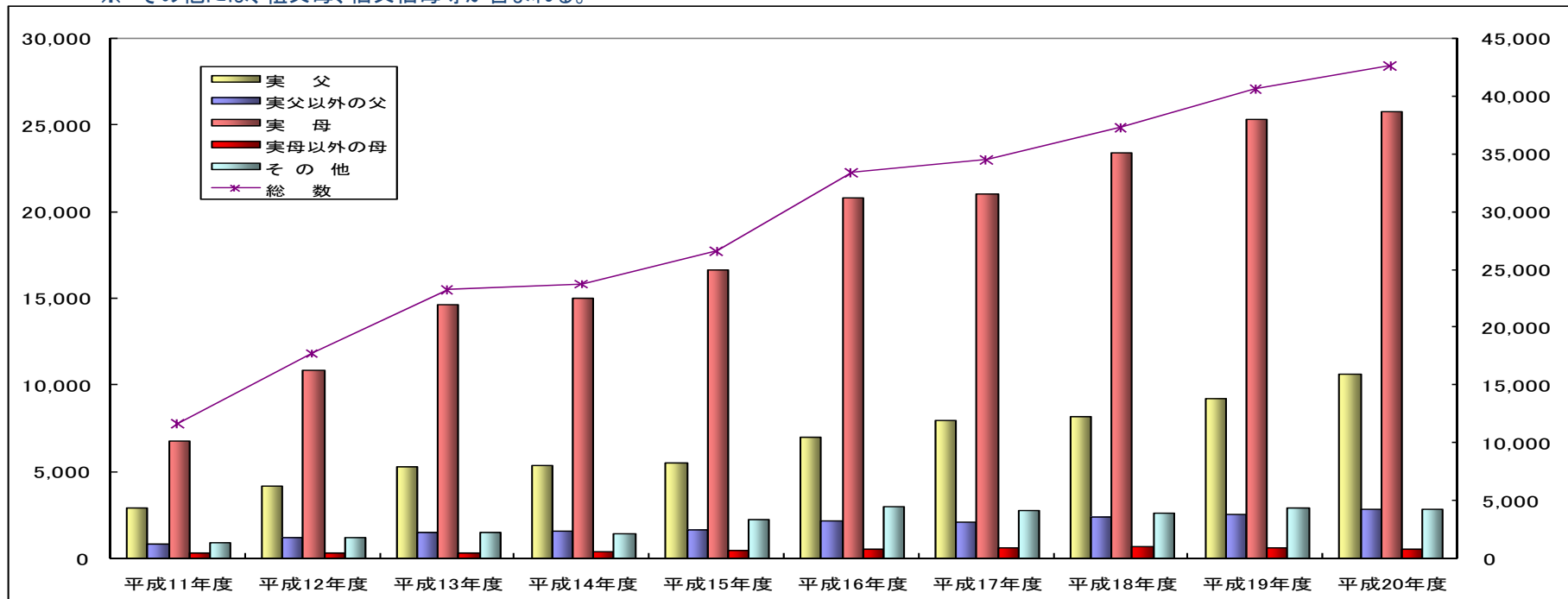


# 主たる虐待者の推移

○ 実母が60.5%と最も多く、次いで実父が24.9%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908( 25.0%)	815( 7.0%)	6,750( 58.0%)	269( 2.3%)	889( 7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205( 23.7%)	1,194( 6.7%)	10,833( 61.1%)	311( 1.8%)	1,182( 6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260( 22.6%)	1,491( 6.4%)	14,692( 63.1%)	336( 1.5%)	1,495( 6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329( 22.5%)	1,597( 6.7%)	15,014( 63.2%)	369( 1.6%)	1,429( 6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527( 20.8%)	1,645( 6.2%)	16,702( 62.8%)	471( 1.8%)	2,224( 8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969( 20.9%)	2,130( 6.4%)	20,864( 62.4%)	499( 1.5%)	2,946( 8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976( 23.1%)	2,093( 6.1%)	21,074( 61.1%)	591( 1.7%)	2,738( 7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220( 22.0%)	2,414( 6.5%)	23,442( 62.8%)	655( 1.8%)	2,592( 6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203( 22.6%)	2,569( 6.3%)	25,359( 62.4%)	583( 1.4%)	2,925( 7.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	10,632( 24.9%)	2,823( 6.6%)	25,807( 60.5%)	539( 1.3%)	2,863( 6.7%)	42,664(100.0%)

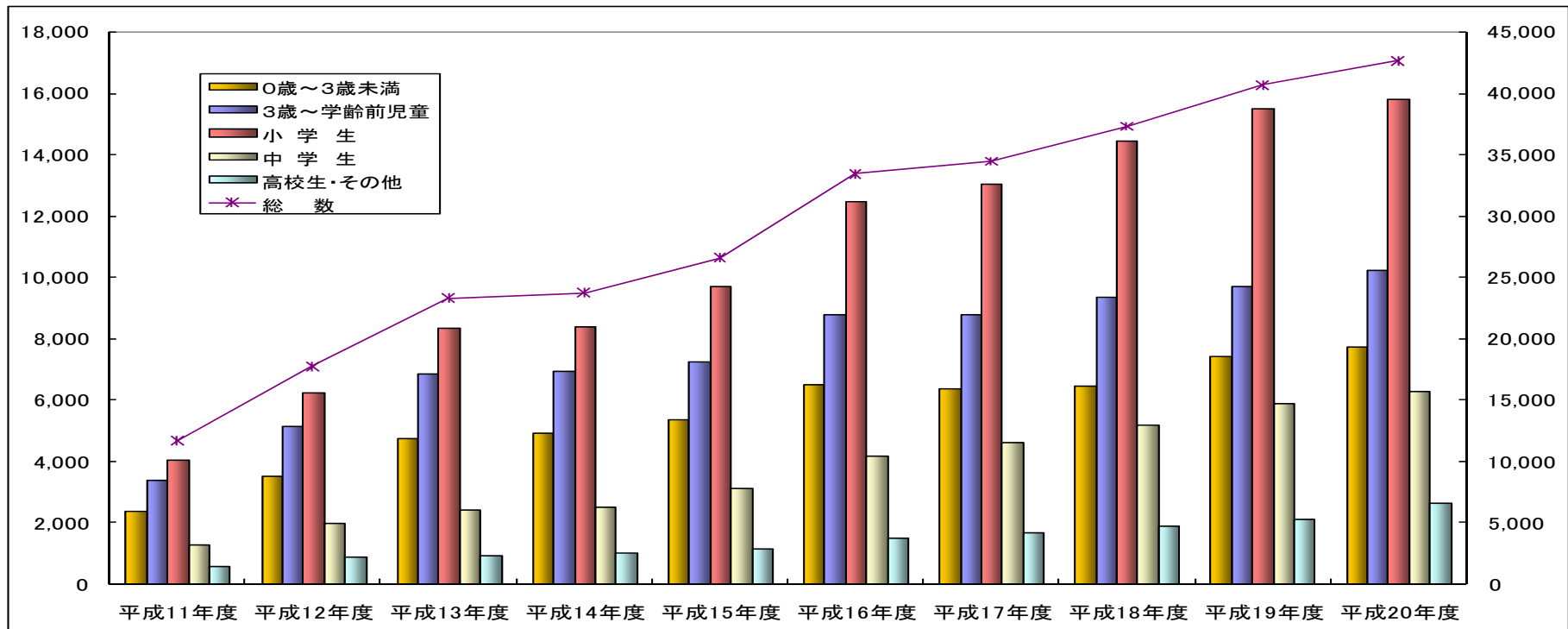
※ その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。



# 虐待を受けた子どもの年齢構成の推移

○ 小学生が37.1%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が23.9%、0歳から3歳未満が18.1%である。  
 なお、小学校入学前の子どもの合計は、42.0%となっており、高い割合を占めている。

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成11年度	2,393( 20.6%)	3,370( 29.0%)	4,021( 34.5%)	1,266( 10.9%)	581( 5.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	3,522( 19.9%)	5,147( 29.0%)	6,235( 35.2%)	1,957( 11.0%)	864( 4.9%)	17,725(100.0%)
平成13年度	4,748( 20.4%)	6,847( 29.4%)	8,337( 35.8%)	2,431( 10.5%)	911( 3.9%)	23,274(100.0%)
平成14年度	4,940( 20.8%)	6,928( 29.2%)	8,380( 35.3%)	2,495( 10.5%)	995( 4.2%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,346( 20.1%)	7,238( 27.3%)	9,708( 36.5%)	3,116( 11.7%)	1,161( 4.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,479( 19.4%)	8,776( 26.3%)	12,483( 37.4%)	4,187( 12.5%)	1,483( 4.4%)	33,408(100.0%)
平成17年度	6,361( 18.5%)	8,781( 25.5%)	13,024( 37.8%)	4,620( 13.4%)	1,686( 4.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	6,449( 17.3%)	9,334( 25.0%)	14,467( 38.8%)	5,201( 13.9%)	1,872( 5.0%)	37,323(100.0%)
平成19年度	7,422( 18.3%)	9,727( 23.9%)	15,499( 38.1%)	5,889( 14.5%)	2,102( 5.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	7,728( 18.1%)	10,211( 23.9%)	15,814( 37.1%)	6,261( 14.7%)	2,650( 6.2%)	42,664(100.0%)



# 児童相談所の概要

## 1 設置の目的

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭 その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。

## 2 設置主体

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)  
全国に201か所(平成21年5月1日現在)設置されている。

## 3 業務

- ① 相談、調査、診断、判定、援助決定
- ② 在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等
- ③ 一時保護 等

## 4 職員

児童相談所に置くべき職種は、児童相談所の規模によっても異なるが、所長のほか、児童福祉司、精神科医(嘱託可)、児童心理司等が中心的職種である。  
(平成21年4月1日現在、児童福祉司2,428人。)

## 5 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚障・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・ぐ犯行為や問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

# 一時保護所の概要

## 1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

## 2 設置か所数

全国に124か所(平成21年5月1日現在)設置されている。

## 3 一時保護の具体例

### (1) 緊急保護

- ア 棄児、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

### (2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

### (3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

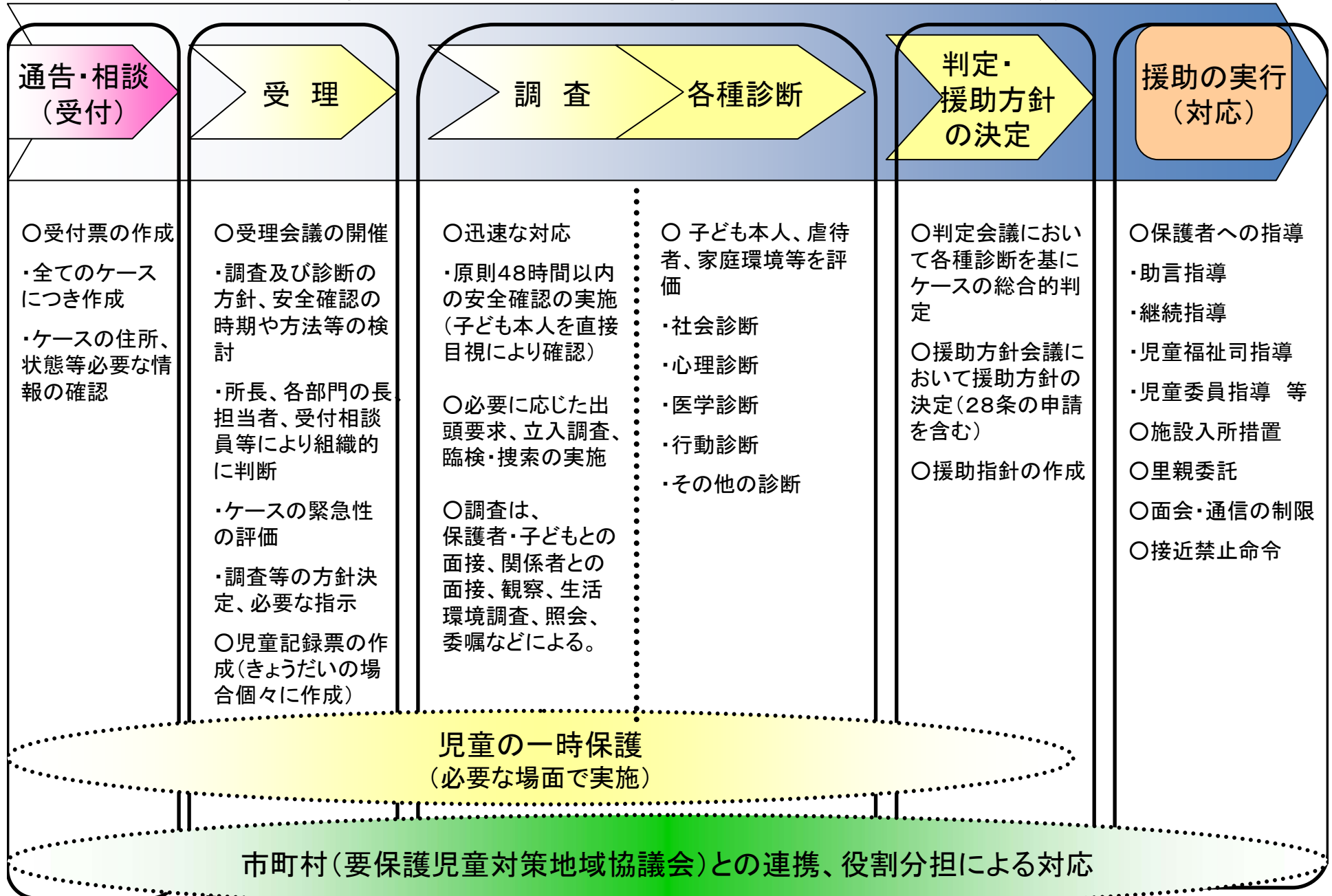
## 4 対応件数(一時保護所内保護件数)

(平成20年度件数)

総数	養護 (うち、虐待)	障害	非行	育成	その他
19,220	14,164 (7,674)	181	2,967	1,685	223



# 児童相談所における児童虐待ケースへの対応の手順



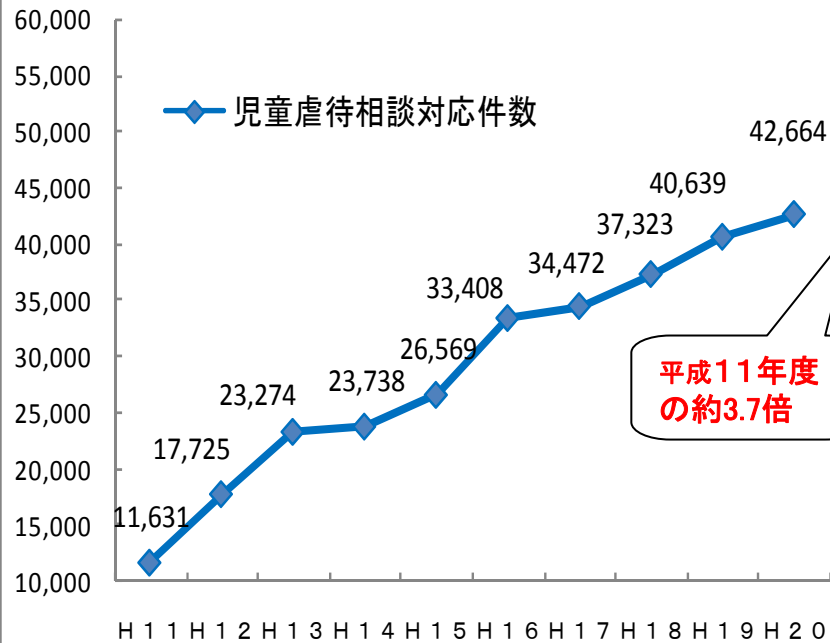
# 虐待相談対応件数と児童相談所の体制

## 相談対応件数

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は大幅な増加。

[参考] 平成20年度の状況  
 ・ 児童虐待対応件数 42,664件

### 児童虐待相談対応件数の推移



## 児童相談所と児童福祉司

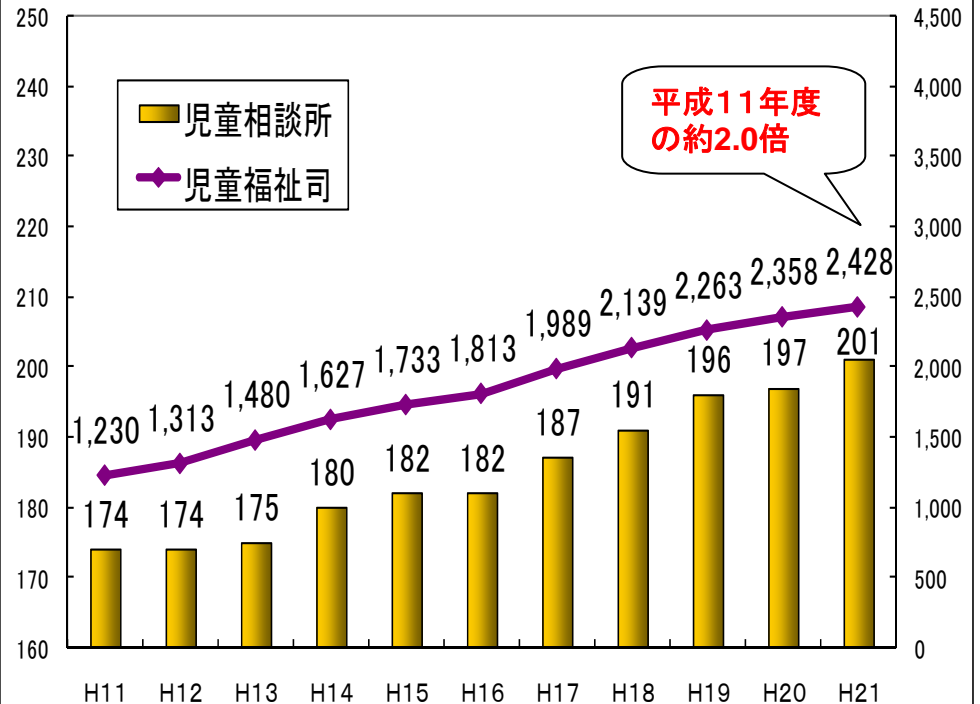
- 児童相談所は僅かながら増加。

[参考] 平成21年5月1日現在の状況  
 ・ 児童相談所数 201か所  
 ・ 児童相談所設置自治体数 67自治体

- 虐待対応の中心となる児童福祉司数は僅かながら増加。

[参考] 平成21年4月1日現在の状況  
 ・ 児童福祉司数 2,428人

### 児童相談所と児童福祉司数の推移



## 児童相談所における虐待相談の経路別件数の推移

○ 平成20年度において、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、家族、警察等、近隣知人及び福祉事務所からが多くなっている。

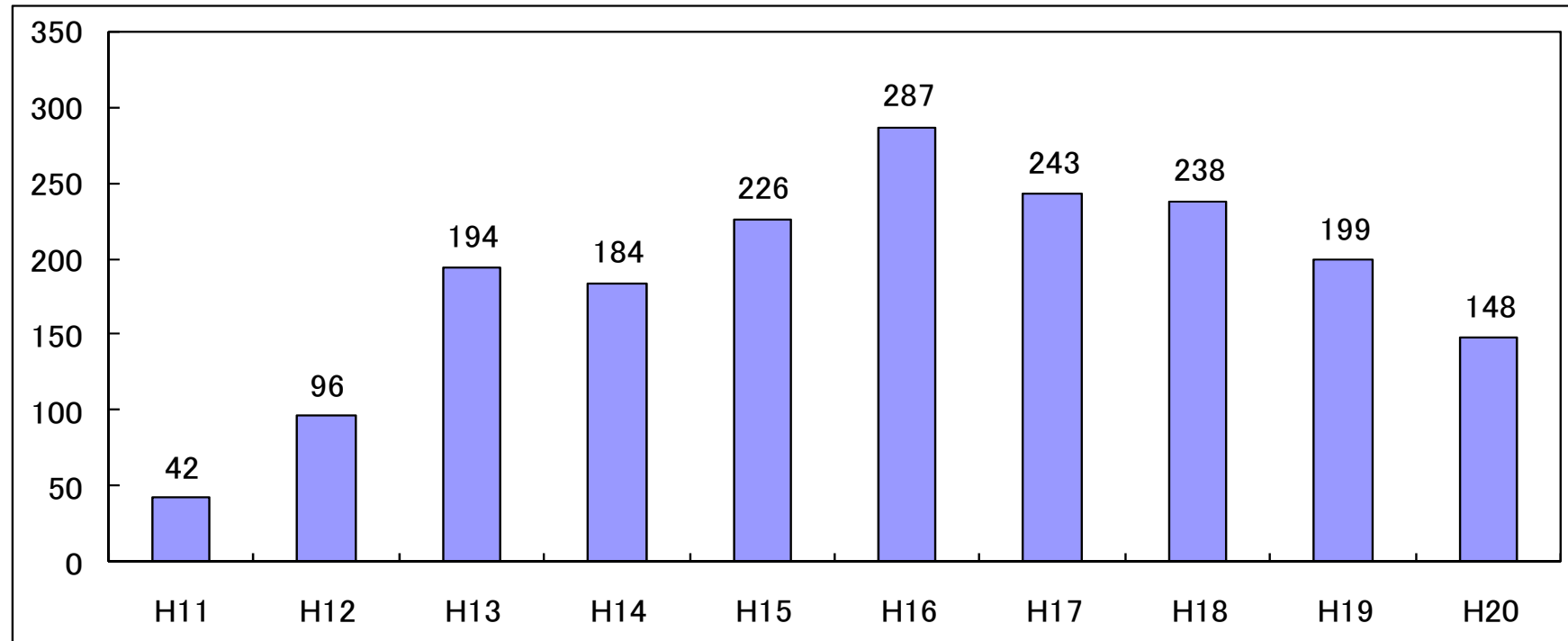
	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
15年度	4,390 (17%)	823 (3%)	3,435 (13%)	351 (1%)	3,725 (14%)	639 (2%)	879 (3%)	1,235 (5%)	1,488 (6%)	1,478 (6%)	3,918 (15%)	4,208 (16%)	26,569 (100%)
16年度	5,306 (16%)	785 (2%)	4,837 (14%)	410 (1%)	4,433 (13%)	639 (2%)	871 (3%)	1,408 (4%)	1,611 (5%)	2,034 (6%)	5,078 (15%)	5,996 (18%)	33,408 (100%)
17年度	5,368 (16%)	958 (3%)	4,807 (14%)	455 (1%)	4,591 (13%)	538 (2%)	530 (2%)	1,428 (4%)	1,521 (4%)	2,250 (7%)	5,073 (15%)	6,953 (20%)	34,472 (100%)
18年度	5,700 (15%)	1,042 (3%)	5,475 (15%)	452 (1%)	5,672 (15%)	472 (1%)	374 (1%)	1,522 (4%)	1,472 (4%)	2,726 (7%)	5,688 (15%)	6,728 (18%)	37,323 (100%)
19年度	5,875 (14%)	1,558 (4%)	5,756 (14%)	501 (1%)	6,311 (16%)	346 (1%)	363 (1%)	1,683 (4%)	1,438 (4%)	4,048 (10%)	5,241 (13%)	7,519 (19%)	40,639 (100%)
20年度	6,134 (14%)	1,147 (3%)	6,132 (14%)	558 (1%)	6,053 (14%)	319 (1%)	282 (1%)	1,772 (4%)	1,552 (4%)	6,133 (14%)	4,886 (11%)	7,696 (18%)	42,664 (100%)

※ 20年度における「その他」の主なものは、「福祉事務所、児童委員以外の市町村」が2,823件、「(他の)児童相談所」が1,778件である。

# 家庭への立入調査

- 児童虐待防止法第9条に基づく立入調査は、児童虐待が行われているおそれがあるとき、児童福祉司等が児童の住居等に立ち入り、必要な調査や質問を行うことができるものである。
- 平成20年度に立入調査した件数は148件であった。

11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
42	96	194	184	226	287	243	238	199	148

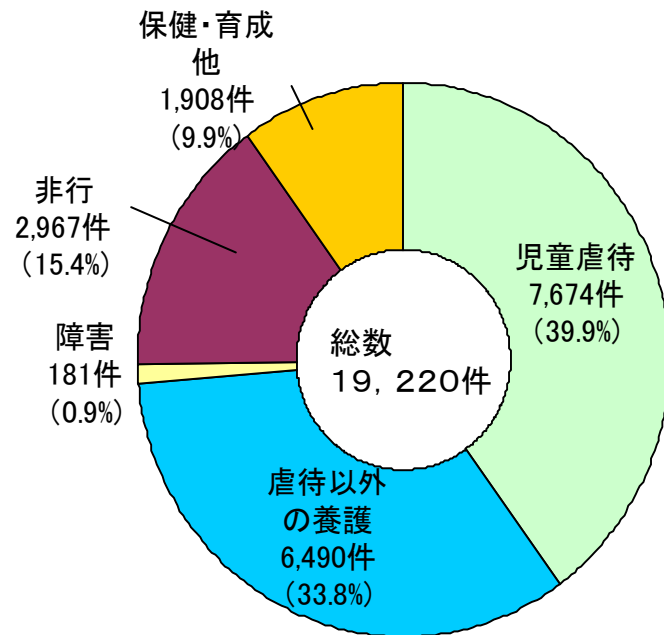


# 児童相談所における所内一時保護の状況

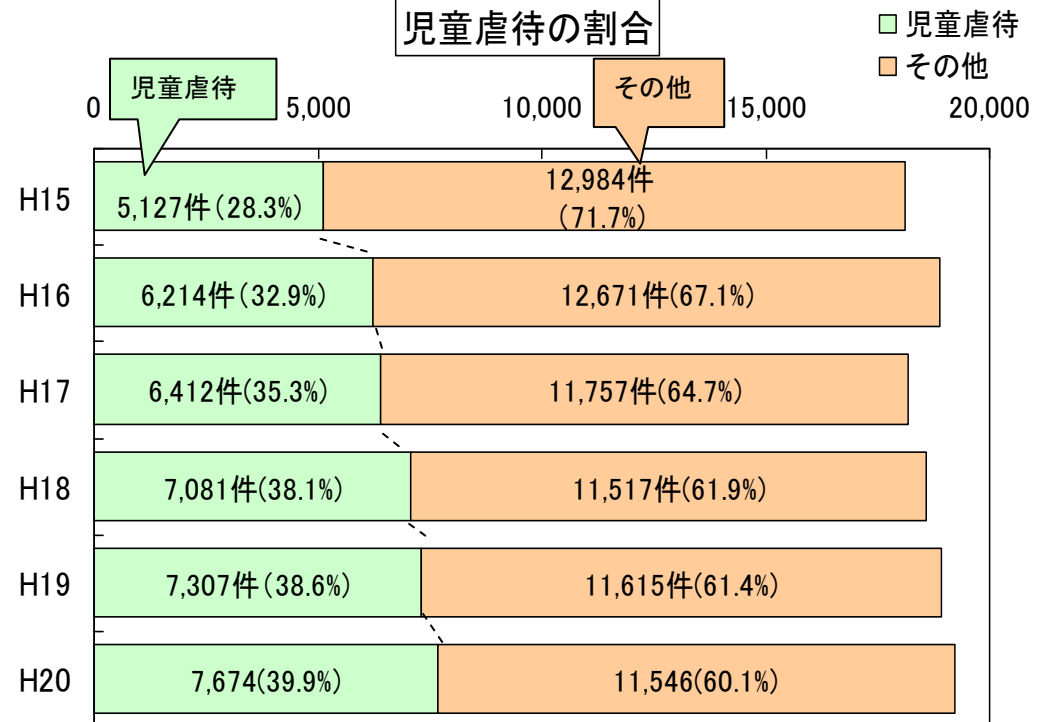
○ 平成20年度の一時保護件数は、19,220件であり、保護理由については、「児童虐待」が39.9%と最も多く、次いで、「虐待以外の養護」が33.8%となっている。

	児童虐待	虐待以外の養護	障害	非行	保健・育成他	総数
平成15年度	5,127(28.3%)	7,466(41.2%)	1,046(5.8%)	2,486(13.7%)	1,986(10.9%)	18,111(100.0%)
平成16年度	6,214(32.9%)	7,703(40.8%)	658(3.5%)	2,613(13.8%)	1,697(9.0%)	18,885(100.0%)
平成17年度	6,412(35.3%)	7,046(38.8%)	648(3.6%)	2,494(13.7%)	1,569(8.6%)	18,169(100.0%)
平成18年度	7,081(38.1%)	6,833(36.7%)	478(2.6%)	2,685(14.4%)	1,521(8.2%)	18,598(100.0%)
平成19年度	7,307(38.6%)	6,964(36.8%)	187(1.0%)	2,604(13.8%)	1,860(9.8%)	18,922(100.0%)
平成20年度	7,674(39.9%)	6,490(33.8%)	181(0.9%)	2,967(15.4%)	1,908(9.9%)	19,220(100.0%)

平成20年度 保護理由別件数



児童虐待の割合



# 虐待相談の対応状況

○ 虐待相談を受け付けた後の対応状況は、助言指導や継続指導等のいわゆる面接指導が35,290件(81.5%)と最も多く、施設入所等については約1割の3,880件となっている。  
施設入所等の内訳は、児童養護施設が2,563件(66.1%)と最も多くなっている。

## 虐待相談への対応

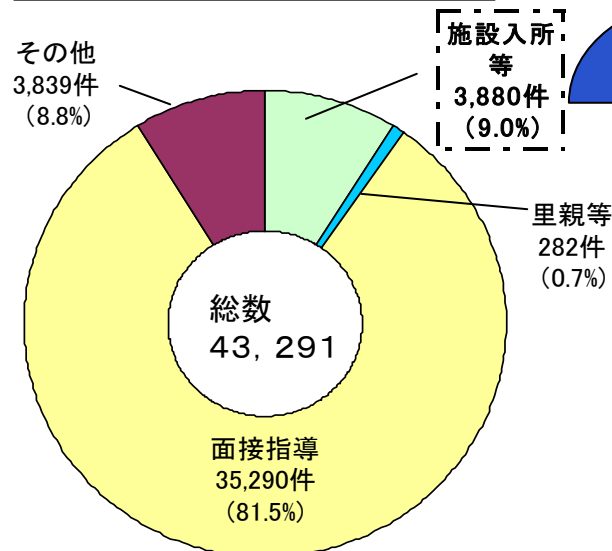
	施設入所等	里親等委託	面接指導	その他	総数
17年度	3,621 (10.4%)	243 (0.7%)	28,070 (81.3%)	2,597 (7.5%)	34,531 (100.0%)
18年度	3,874 (10.3%)	251 (0.6%)	30,566 (81.2%)	2,965 (7.9%)	37,656 (100.0%)
19年度	3,913 (9.5%)	345 (0.8%)	33,628 (81.4%)	3,424 (8.3%)	41,310 (100.0%)
20年度	3,880 (9.0%)	282 (0.7%)	35,290 (81.5%)	3,839 (8.8%)	43,291 (100.0%)

※ 1事例に対して複数の対応をした場合は複数計上とした。  
※ 20年度における「その他」の主なものは、「児童福祉司指導」1,843件である。

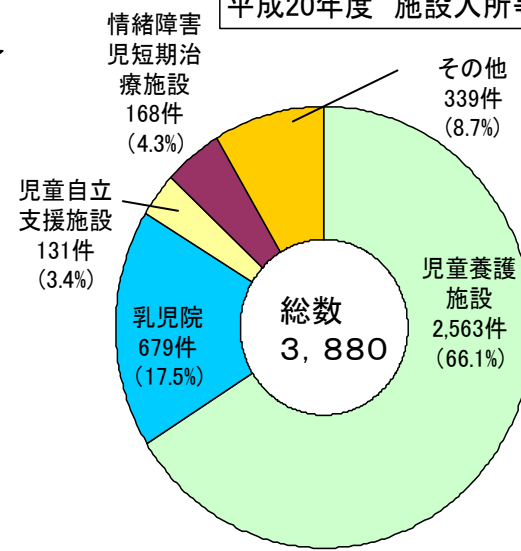
## 施設入所等の内訳

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	その他	総数
17年度	2,487 (68.7%)	619 (17.1%)	130 (3.6%)	148 (4.1%)	237 (6.5%)	3,621 (100.0%)
18年度	2,603 (67.2%)	637 (16.4%)	138 (3.6%)	193 (5.0%)	303 (7.8%)	3,874 (100.0%)
19年度	2,659 (68.0%)	663 (16.9%)	125 (3.2%)	154 (3.9%)	312 (8.0%)	3,913 (100.0%)
20年度	2,563 (66.1%)	679 (17.5%)	131 (3.4%)	168 (4.3%)	339 (8.7%)	3,880 (100.0%)

## 平成20年度 虐待相談への対応



## 平成20年度 施設入所等の内訳

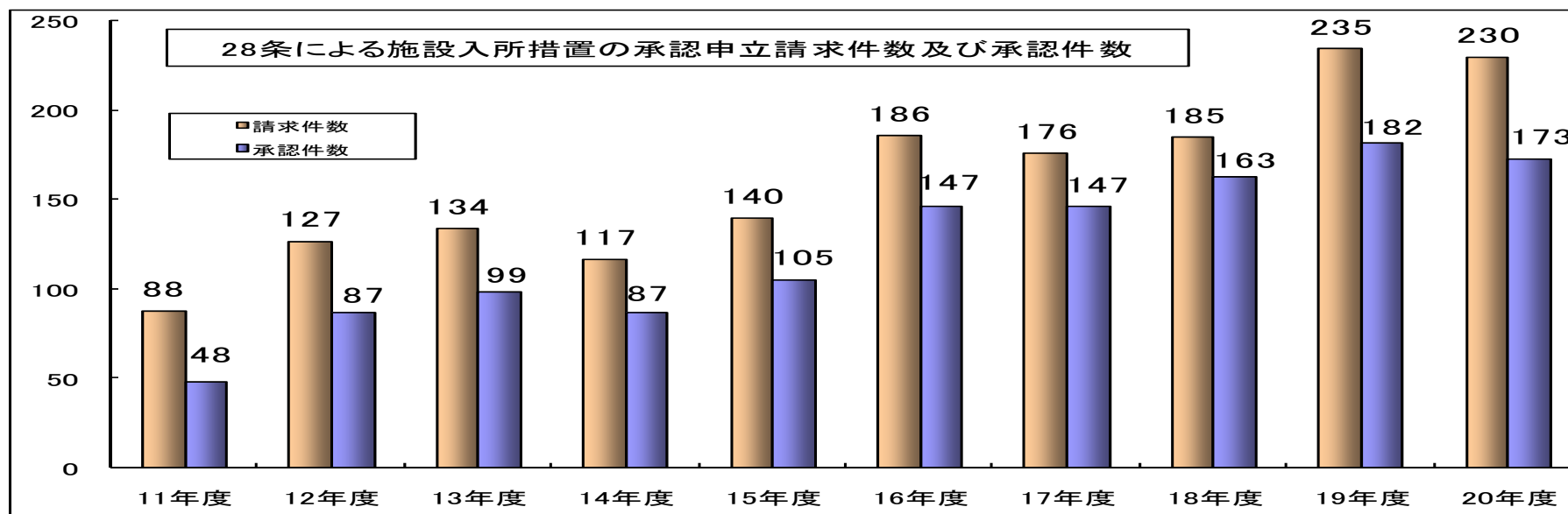


(注)「施設入所等」(3,880件)とは、「入所」(3,865件)及び「通所」(15件)をさす。

## 児童福祉法第28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)及び 第33条の7(家裁に対して児童相談所長が行う親権喪失請求)の件数

○ 平成20年度における28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)に基づく請求件数は230件、承認件数は173件である。

	事項	28条による施設入所措置の承認申立	33条の7による親権喪失宣告の請求
平成17年度	請求件数	176	2
	承認件数	147 (84%)	2
平成18年度	請求件数	185	3
	承認件数	163 (88%)	2
平成19年度	請求件数	235	4
	承認件数	182 (77%)	1
平成20年度	請求件数	230	3
	承認件数	173 (75%)	2





## 社会的養護の現状について

<b>里親制度</b>	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	<b>登録里親数</b>	<b>委託里親数</b>	<b>委託児童数</b>
		7,934人	2,582人	3,633人

資料：福祉行政報告例 [平成19年度末現在]

	<b>乳児院</b>	<b>児童養護施設</b>	<b>情緒障害児短期治療施設</b>	<b>児童自立支援施設</b>	<b>自立援助ホーム</b>
<b>対象児童</b>	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
<b>施設数（公立・私立）</b>	121か所 （14か所・107か所）	564か所 （49か所・515か所）	31か所 （12か所・19か所）	58か所 （56か所・2か所）	51か所 （0か所・51か所）
<b>児童定員</b>	3,727人	33,917人	1,484人	4,036人	337人
<b>児童現員</b>	3,190人	30,846人	1,151人	1,889人	230人
<b>職員総数</b>	3,831人	14,641人	805人	1,799人	191人

資料：社会福祉施設等調査報告[平成19年10月1日現在]  
自立援助ホームは連絡協議会調[平成20年12月1日現在]  
(12月1日現在協議会に加入しているホームについて)

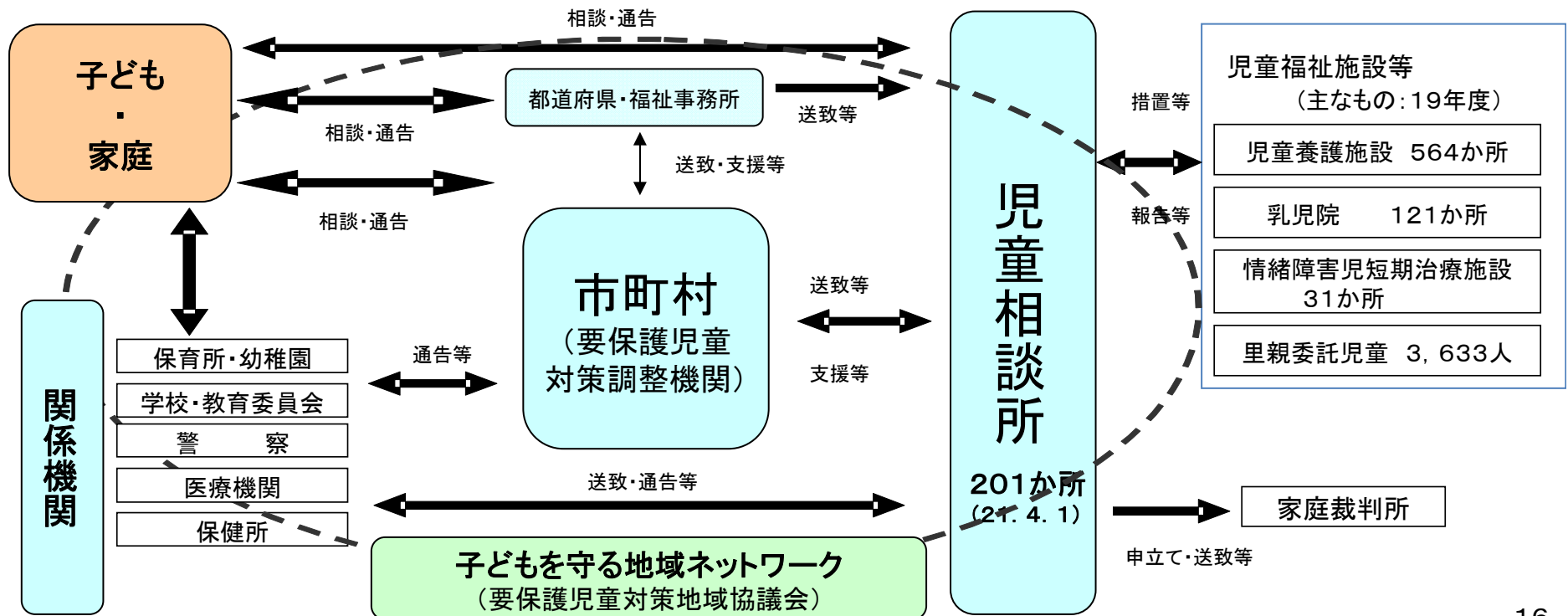
<b>小規模グループケア</b>	446カ所
<b>地域小規模児童養護施設</b>	171カ所

資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成20年度]



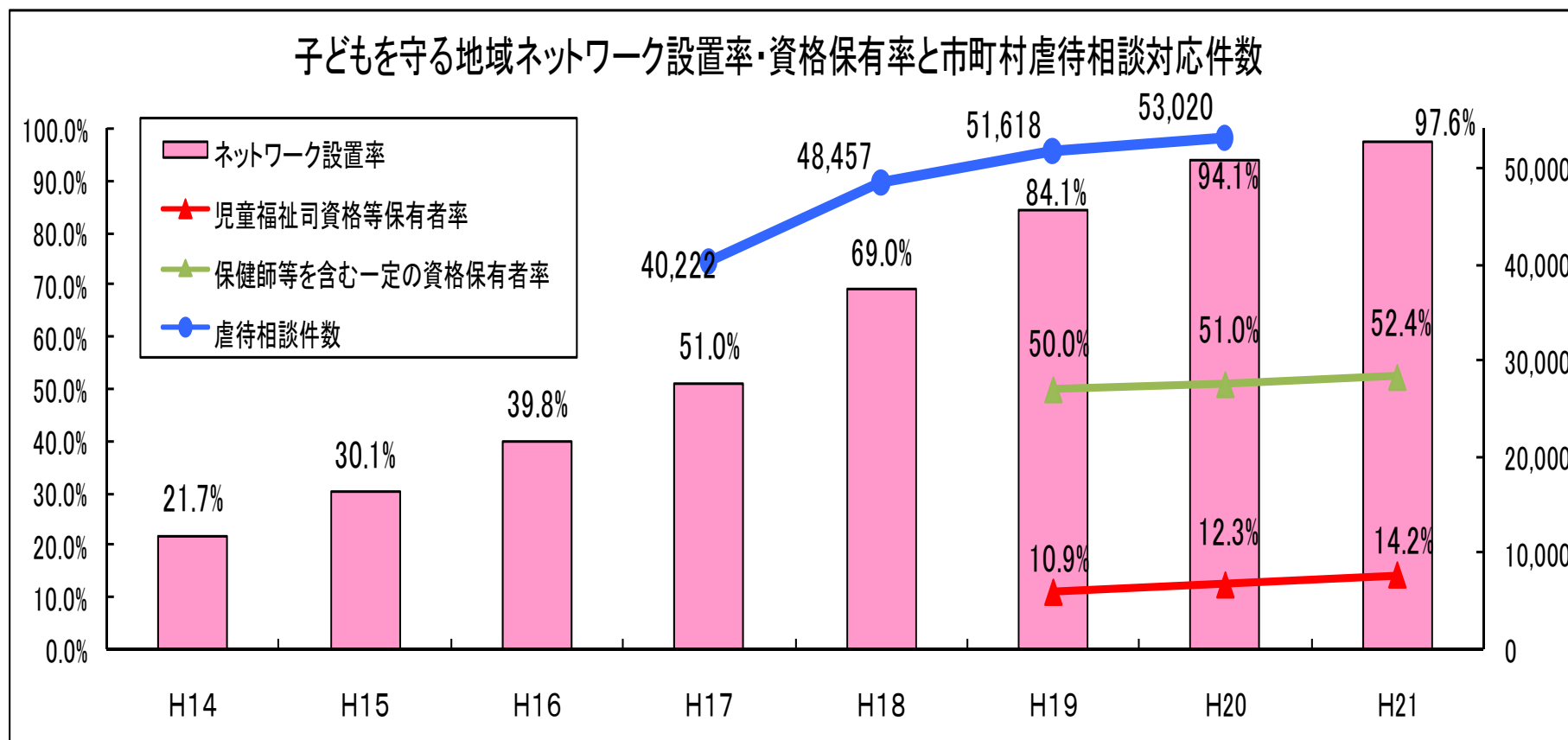
# 地域における児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。
- 各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進んでいる(平成21年4月1日現在、97.6%の市町村で設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含む。))。
- 平成21年4月に施行された改正児童福祉法により、協議会の支援対象をこれまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した「養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦」も追加。



## 市町村相談体制の現状

- 平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。
- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)は、平成16年の児童福祉法改正により法定化、平成19年の児童福祉法改正により設置の努力義務化。平成21年4月1日現在、全市町村の97.6%が設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含む)。
- 全国の調整機関の職員のうち児童福祉司と同様の専門職の割合は平成21年4月1日現在14.2%であり、配置の促進が課題。(これに、保健師・助産師・看護師等の一定の専門資格を有する者を含めると52.4%)



※ ネットワーク設置率・資格保有者率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計

## 子どもを守る地域ネットワークについて(要保護児童対策地域協議会)

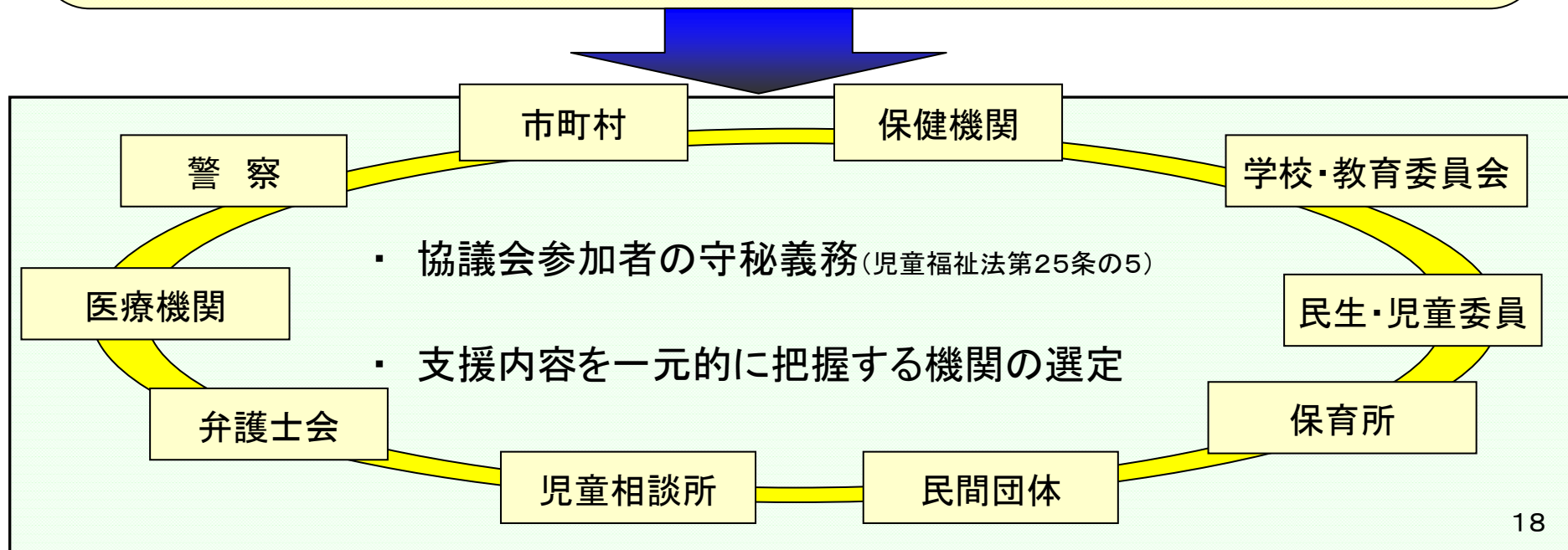
### 果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

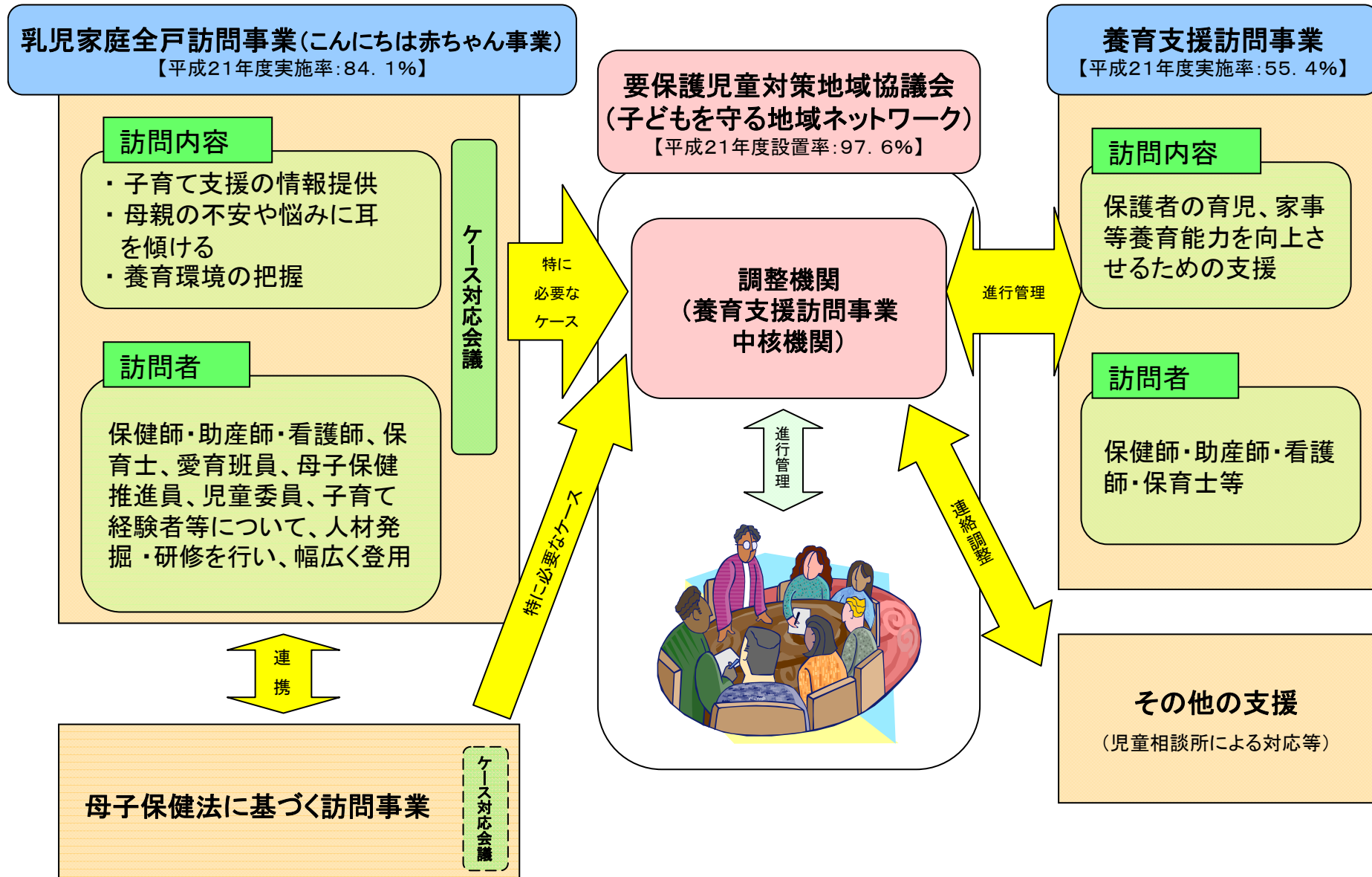
であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



# 発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化



# 平成22年度児童虐待防止対策関係予算(案)の主な内容

発生予防対策の推進

## 【孤立化防止】

- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進
- ・養育支援訪問事業の推進
- ・地域子育て支援拠点事業の推進

## 【虐待防止に向けた機運の醸成】

- ・オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

早期発見・早期対応  
体制の充実

## 【子どもを守る地域ネットワークの機能強化】

- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の推進

## 【児童相談所及び一時保護所の機能強化】

- ・一時保護施設の環境改善
- ・学習指導、保護者指導機能の強化

## 【子どもの心の問題等への対応】

- ・子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の実施

自立に向けた  
保護・支援対策の充実  
(社会的養護体制の拡充)

## 【家族再統合に向けた取組の強化】

- ・児童相談所における親子での宿泊訓練の実施等[新規]

## 【家庭的養護の推進】

- ・小規模グループケアの推進
- ・里親支援機関による里親支援の推進

## 【入所している子どもへの支援の充実】

- ・乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充
- ・児童養護施設における看護師の配置の拡充

「安心こども基金」関係  
(平成21～22年度)

## 【社会的養護の拡充】

- ・児童養護施設の退所者等の就業支援(平成23年度まで)
- ・児童養護施設等の環境改善
- ・児童養護施設等職員や児童相談に携わる職員等の資質の向上



# 児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法の概要

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、平成19年4月国会に提出。同年5月、可決・成立(平成19年6月公布、平成20年4月施行)。

## 1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

## 2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
  - ※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
  - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設。

## 3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

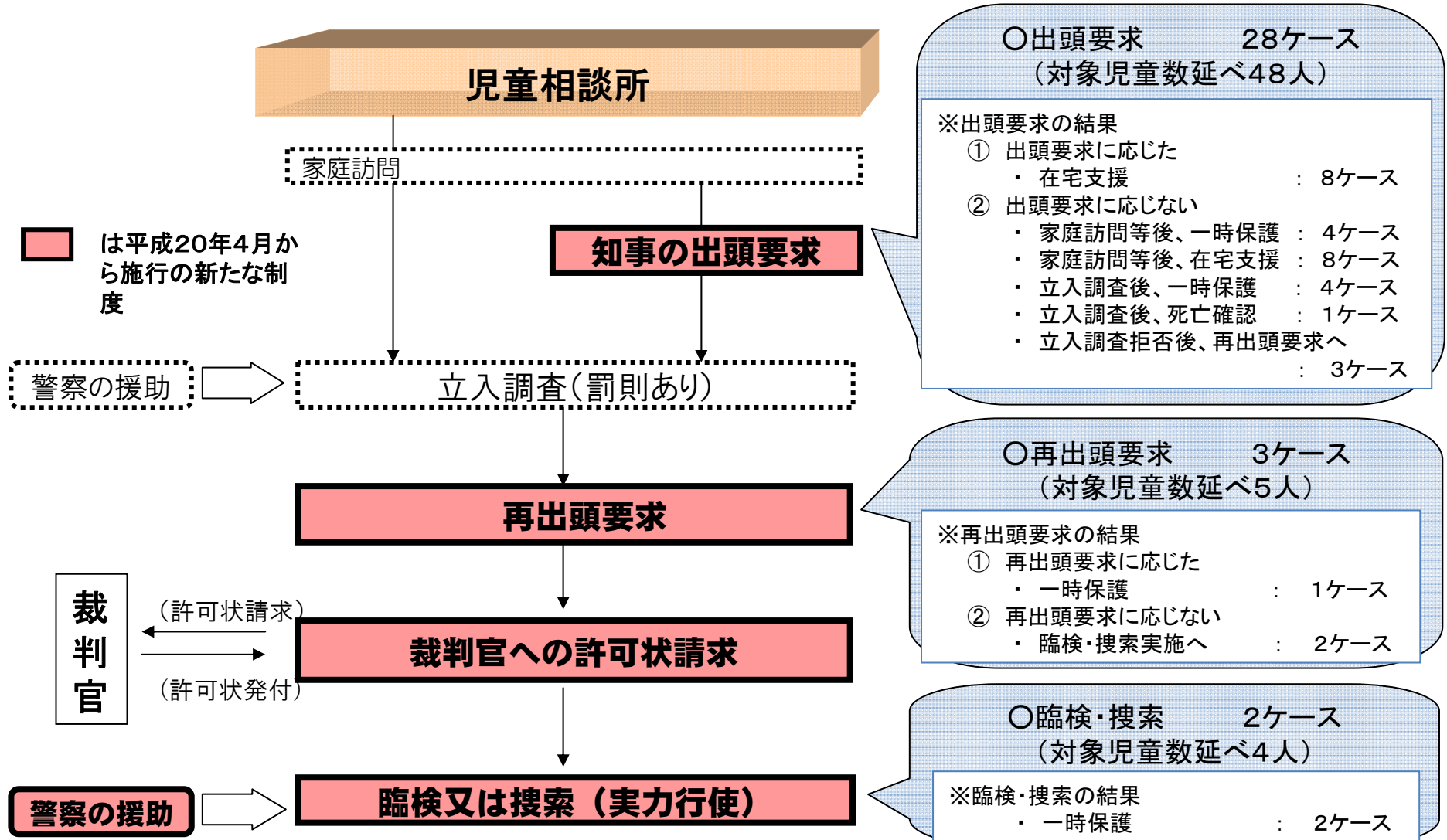
- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

## 4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置の努力義務化など

# 平成20年度において実施された出頭要求等について

○ 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度等が創設された。平成20年度において実施された新制度の実施状況は以下のとおり。



注：新制度に係る数値は、平成20年4月1日(改正法施行日)～平成21年3月31日までの間に、都道府県、指定都市、児童相談所設置市で実施した件数

# 平成20年度において実施された出頭要求等の事例

## 出頭要求

### 【事例1】

#### 背景

- ・不登校及び養育放棄の疑い。
- ・児童相談所の家庭訪問を含む各関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求。

#### 出頭要求後の状況

- ・家族全員で児童相談所で面接。
- ・児童は登校。関係機関による見守りを実施。

### 【事例2】

#### 背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求。その後、家庭訪問には応じ、関係機関が支援を行う。
- ・その後、関わりの拒絶があり、再度、出頭要求。

#### 出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護。その後、同意による措置入所。



### 【事例3】

#### 背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・ガスも止まり、部屋もゴミだらけの状況。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求をするが接触できない状況。

#### 出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護。その後、強制措置により施設入所。

### 【事例4】

#### 背景

- ・養育放棄の疑い。
- ・児童相談所を含めた関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求するも反応がなく、また、所在がつかめない状況。

#### 出頭要求後の状況

- ・家族の住居の管理会社に依頼し、児童相談所職員が立入調査を実施。不在の状況を確認。
- ・その後、所在が確認され、一時保護。その後、同意による施設入所。

## 【事例5】

### 背景

- ・妊娠届未提出、破水により救急搬送で病院出産。出生届未提出。
- ・退院後、保健所、病院、児童相談所が支援のため電話連絡や家庭訪問を行うが、現住所におらず、家族の所在が把握ができない。

### 出頭要求後の状況

- ・連絡がないまま、立入調査を実施。
- ・警察の立会いのもと、マンション管理会社等の協力を得て、乳児のミイラ化した遺体を発見。

## 再出頭要求

## 【事例1】

### 背景

- ・きょうだい3人に対する母親の虐待が疑われたケース。
- ・就学児童については学校にて面接をし、一時保護を実施したが、未就学児童については、自宅から連れ出すことを父母が拒否したため、同日中に出頭要求した。  
しかし、これに父母が応じなかったため、立入調査を実施したが拒否されたことから再出頭要求。

### 再出頭要求後の状況

- ・再出頭要求日に子どもを同伴で来所。
- ・同日に子どもを一時保護。その後、強制措置により施設入所。

### 【事例1】

#### 背景

- ・転入以来、住民票の転入手続きや子どもの転校手続きがとられないため、子どもの意思に関わらず登校が出来ない状況。
- ・母親は関係機関からの連絡に一切応じず、子どもの安全確認ができない上、アパートの部屋からは異臭がすることから、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが、保護者との接触ができないため、家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

#### 臨検・搜索後の状況

- ・許可状交付後、合鍵により開錠し、アームロックを切断。警察の援助のもと臨検・搜索を実施。
- ・職権による一時保護後、強制措置により施設入所。

### 【事例2】

#### 背景

- ・子どもの未就学状態が続き、児童相談所、学校等が家庭訪問を実施するも面会を拒否。
- ・住居内はゴミだらけで異臭が漂う。
- ・子どもの安全確認のため、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが応じないため、家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

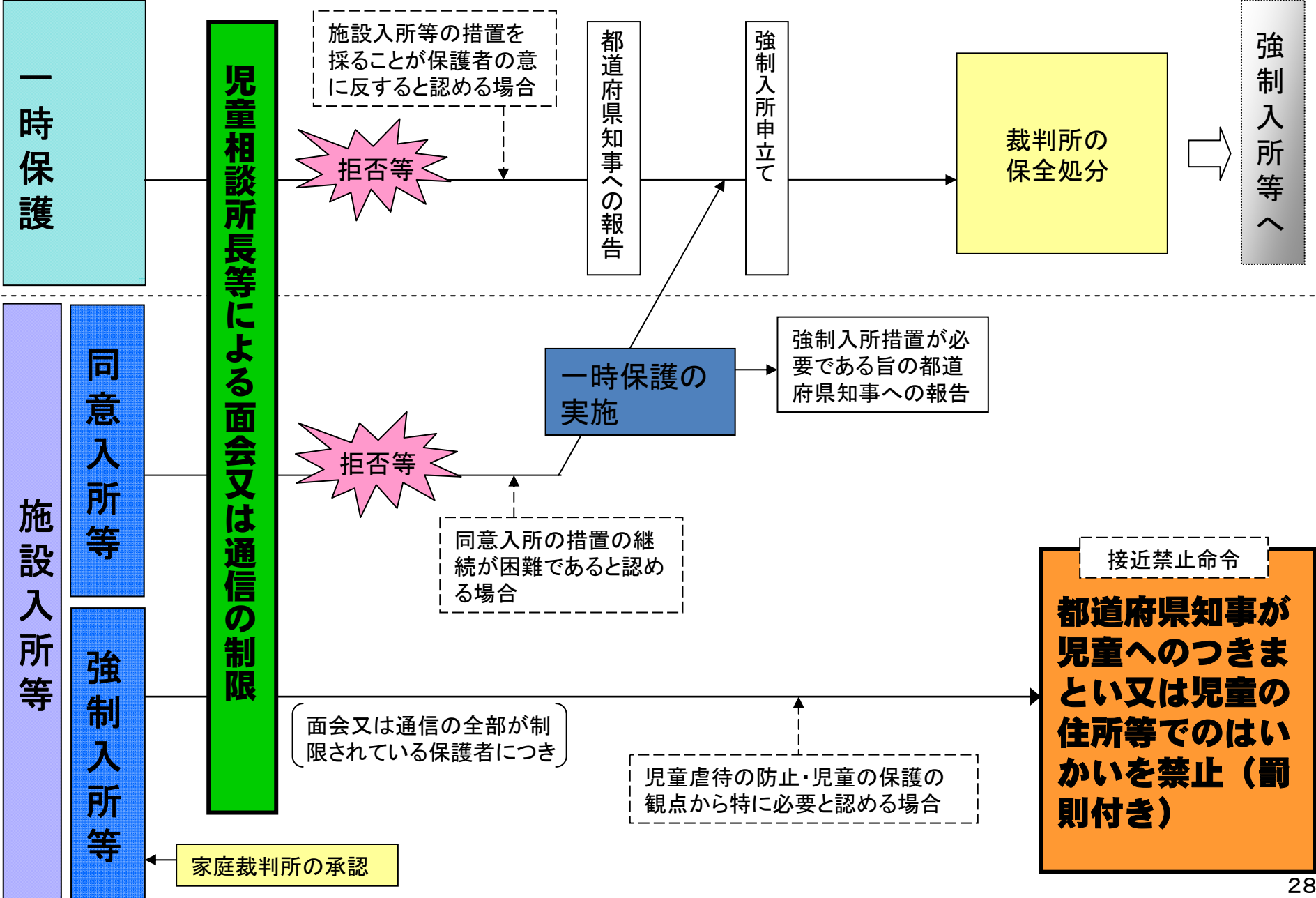
#### 臨検・搜索後の状況

- ・許可状交付後、合鍵により開錠し、警察の援助のもと臨検・搜索を実施。
- ・職権による一時保護後、強制措置により施設入所。

面会・通信制限の強化について

	改正前	改正後
<p><b>一時保護</b></p> <p>・虐待等により、児童を保護者から一時的に分離する必要がある場合に行われる児童の緊急保護</p>	なし	<p><b>面会・通信制限</b></p> <p>※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行</p>
<p><b>同意入所等</b></p> <p>・保護者の同意の下に行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置</p>	なし	<p><b>面会・通信制限</b></p> <p>※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行</p>
<p><b>強制入所等</b></p> <p>・保護者の同意のないまま、家庭裁判所の承認を得て行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置</p>	面会・通信制限	<p>面会・通信制限</p> <p>+</p> <p><b>接近禁止命令</b></p> <p><b>(罰則あり)</b></p>

つきまとい・はいかいの禁止



# 児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容

平成20年11月26日成立

## 趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

## 1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

### (1) 子育て支援事業を法律上位置付け (平成21年4月施行)

- 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。
  - ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
  - ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
  - ③ 地域子育て支援拠点事業
  - ④ 一時預かり事業
- また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

### (2) 家庭的保育事業を法律上位置付け (平成22年4月施行)

- 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であつて、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。
- 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。
- 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

## 2 児童福祉法の改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

### (1) 里親制度の改正 (平成21年4月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
- 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

### (2) 小規模住居型児童養育事業の創設 (平成21年4月施行)

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

### (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成21年4月施行)

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

### (4) 年長児の自立支援策の見直し (平成21年4月施行)

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直しを行う。

### (5) 施設内虐待の防止 (平成21年4月施行)

- 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

### (6) その他 (平成21年4月(提供体制の計画的整備は平成22年4月)施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

### 3 次世代育成支援対策推進法の一部改正①（地域における取組の促進）

#### (1) 国による参酌標準の提示（公布から起算して6月以内に施行）

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

#### (2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画（公布から起算して6月以内に施行）

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

#### (3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し（平成22年4月施行）

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 4 次世代育成支援対策推進法の一部改正②（一般事業主による取組の促進）

#### (1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大（平成23年4月施行）

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

#### (2) 一般事業主行動計画の公表・周知（平成21年4月施行）

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

### 5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③（特定事業主による取組の促進）

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務づけるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)